

議案第 5 5 号

海老名市個人情報保護条例の一部改正について

海老名市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱い等に関する事項を定めたいため

海老名市個人情報保護条例の一部を改正する条例

海老名市個人情報保護条例（平成１７年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第７号とし、第３号の次に次の３号を加える。

（４） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（５） 情報提供等記録 番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（６） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。

第８条第１項中「、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第９条第１項中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）」を加える。

第１３条第１項中「当該保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第１５条において同じ。）」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第１３条の２ 実施機関は、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報を利用してはならない。

２ 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。

）を自ら利用することができる。

第17条第1項中「除く。以下同じ。）」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節、次節及び第3節において同じ。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下この節、次節及び第3節において同じ。）」を加える。

第19条第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改め、同条に次の1号を加える。

（8） 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

第26条第1項及び第36条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第37条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第38条第1項中「本人とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同項第1号中「又は第13条」を「若しくは第13条」に改め、「第2項」の次に「並びに第13条の2第1項及び第2項」を、「利用されているとき」の次に「又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき若しくは同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第2項」の次に「又は番号法第19条」を加える。

第44条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。